

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

今般、新たに制定された「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」を採用したこと及び二輪車等の制動装置に係る世界技術規則が制定され、それに伴い改正された「二輪車等に係る制動装置に係る協定規則（第 78 号）」を採用したこと、また、日本が既に採用している「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」その他 13 規則について、平成 18 年 11 月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) の第 140 回会合において採択され、本年 6 月に発効されたことに伴い、必要な事項を国内に取り入れるため、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）等を改正しました。

2. 改正概要

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」及び「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」の採用に伴う協定に基づく相互承認対象装置としての以下の 2 装置の追加を行った。

- (1) 配光可変型前照灯（協定規則第 123 号）
- (2) 二輪車等の制動装置（協定規則第 78 号）

3. スケジュール

公布：平成 19 年 6 月 29 日

施行：平成 19 年 6 月 29 日